

JAB N410:2013 第14版（案）に対する意見提出者

提出者名
独立行政法人 水資源機構総合技術センター（RTL01910）事務局 新井広司 様
一般財団法人 化学物質評価研究機構（CERI RTL01720）標準物質協議会 松本保輔 様
一般財団法人 日本海事協会（ClassNK CM005）認証サービス事業部 窪木孝雄 様

JAB N410:2013 第14版（改定案D2）に対する意見提出者

提出者名
なし

注：コメント区分には、必ず「G（全般に関するコメント）」、「T（技術的コメント）」、「E（編集上のコメント）」又は「Q（質問）」の区分をご記入ください。

N410 :2013 第 14 版 (案) に対するコメント

	コメント 提出者 (敬称略)	条項 No.	行 No.	コメン ト区分	コメント内容	提案	JAB 事務局対応案 (凡例 : 採用、 : 修正等、 × : 不採用)
1	(独) 水資源 機構総合技術 センター 新井広司				14001 認証を受けた組織では JAB シンボルマークがフリー使用とされていて、厳格な使用ルールが理解されない。認証機関からルールについての説明を受けていない様子である。	今回の改定では認定認証機関が認証する被認証組織のシンボルマーク使用については、被認証組織内の限定した者に限り、届出をしたうえで使用を許すと改定したと見受けられません。改定案に賛成です。	<u>附属書 A5 の記載 (被認証組織、認証された要員等のリストを...) に関するコメントと思われる。</u> 本項は、 <u>要員認証機関の認証する要員を意味しており、今回の改定主旨はご質問者のご理解とは異なることをご了承ください。</u> JAB 認定シンボルの使用実例等で疑問なケース等がございましたら、Web またはメール等で JAB 事務局宛にご連絡ください。
2	一般財団法人 化学物質評価 研究機構 標準物質協議 会 松本保輔				「認定シンボル」、「本協会ロゴ」の説明はあるが「本協会ロゴ」を「認定シンボル」とする旨の記載がない。	「認定シンボル」の説明のところに「認定シンボルには本協会のロゴを用いる。」などの文言を追加してはどうでしょうか。	× 認定シンボルの表示に協会ロゴを用いることは、4 . 認定シンボルの表示 (図 2) において明確であるため、ご提案の修正はいたしません。

注：コメント区分には、必ず「G (全般に関するコメント)」、「T (技術的コメント)」、「E (編集上のコメント)」又は「Q (質問)」の区分をご記入ください。

	コメント 提出者 (敬称略)	条項 No.	行 No.	コメン ト区分	コメント内容	提案	JAB 事務局対応案 (凡例 : 採用、 : 修正等、× : 不採用)
3	一般財団法人 日本海事協会 認証サービス 事業部 窪木 孝雄	全般			用語「認定シンボル」を 「認定マーク」に変更してほ しい。 顧客に使用基準を周知する 際、JAB は「シンボル」、RvA は「マーク」と使い分けざる を得ず煩雑で、無用な混乱を 招いている。 根拠は右記。	1)「シンボル」を使わずとも「認証 マーク」と識別することは可能。 2) 17021 で「その他のマーク」の 例として Accreditation Symbol という用語が出てくるが、シンボ ルはマークの一つの例として記述 されており、「マーク」と表示して も問題ないと思われる。 3) RvA ではマークの使用規則にお いて「Accreditation Mark」とし ており「シンボル」は使用されて いない。 4) IAF MLA マーク こちらも「マーク」を使用している。	×本協会は ISO/IEC 17011 に則り「認定シンボ ル」という用語を使用しています。(ISO/IEC 17011 用語の定義(3.5)、認定の言及及び認定 シンボルの使用(8.3)を参照) なお、認証機関に対する要求事項も、これを踏ま えたものになっていますのでご確認ください。 (ISO/IEC 17021 8.2.3 g))

注：コメント区分には、必ず「G(全般に関するコメント)」、「T(技術的コメント)」、「E(編集上のコメント)」又は「Q(質問)」の区分をご記入ください。